

筑紫野市議会全員協議会報告資料

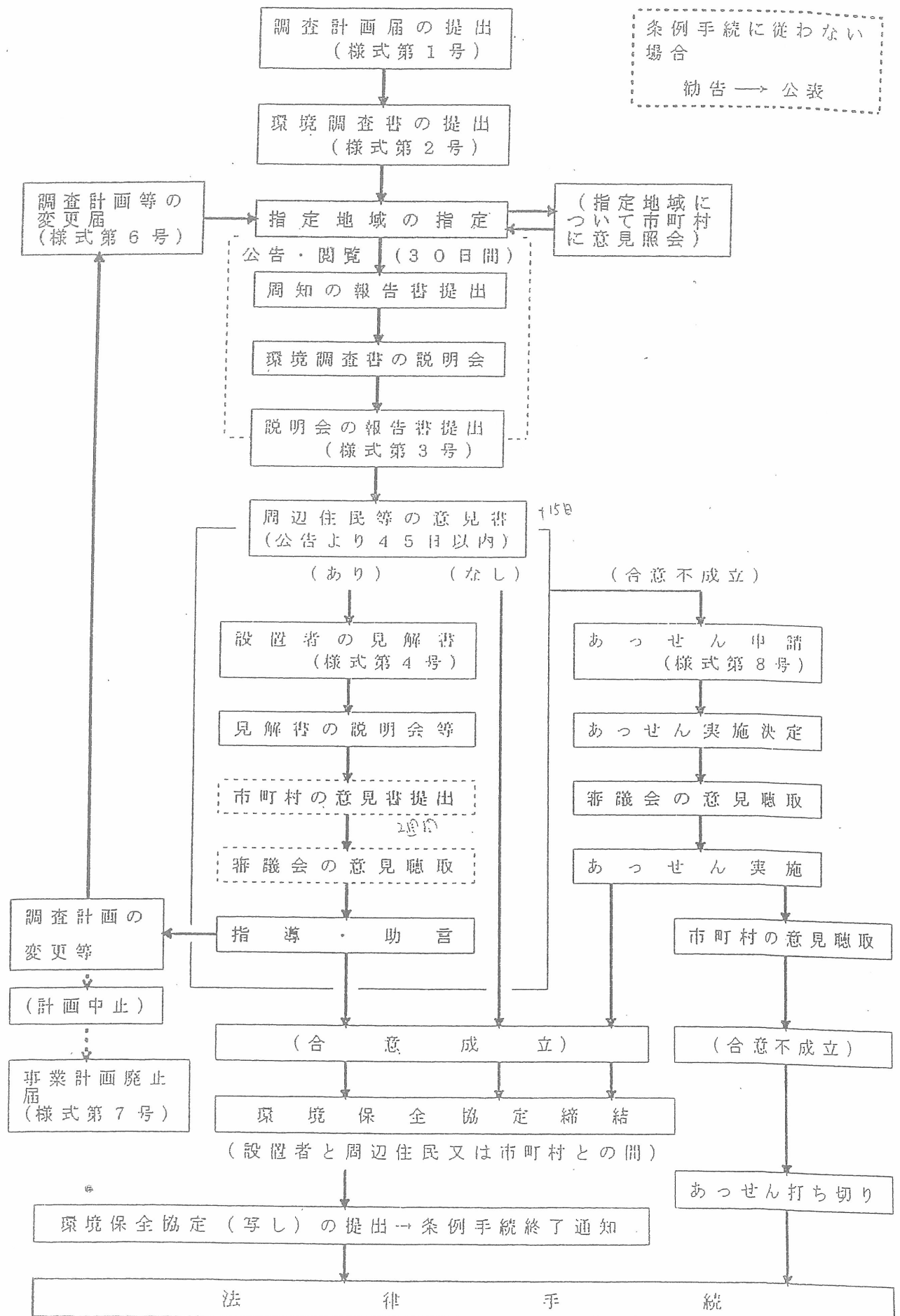
平成23年9月27日

市民生活部 環境課

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に
関する条例の手続きについて88

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

手 続 フ ロ ー 図



エコ・センチュリー２１（株） 施設設置について

1 事業者

氏 名 エコ・センチュリー２１（株） 代表取締役 田中 直継
住 所 福岡県筑紫野市大字山家２０６０－７

2 施設概要

(1) 焼却施設（キルン&ストーカ炉）

設置場所 福岡県筑紫野市大字山家２０５３－４２

取扱品目 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、感染性廃棄物

処理能力 ９０ｔ／日

(2) 乾燥施設

設置場所 福岡県筑紫野市大字山家２０５３－４６

取扱品目 汚泥

処理能力 ３２．７ｍ³／日

(3) 破碎施設

設置場所 福岡県筑紫野市大字山家２０５３－４３

取扱品目 紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等

処理能力 木くず １０７．６ｔ／日

ガラスくず等 １９５．８ｔ／日

がれき類 ２８９．７ｔ／日

(4) 中和施設

設置場所 福岡県筑紫野市大字山家２０５３－４６

取扱品目 廃酸、廃アルカリ

処理能力 １５０ｍ³／日

3 紛争予防条例関係書類の提出年月日等

平成２１年９月２８日 調査計画書及び環境調査書 提出

平成２３年４月１日 地域指定に関する筑紫野市への意見照会

平成２３年９月６日 地域指定に関する県への回答

4 地域指定地域について

(1) 焼却施設 煙突から半径１，３００ｍ

(いおう酸化物の最大着地濃度出現距離をサットンの計算式により算出)

(2) 乾燥施設 煙突から半径１，３００ｍ（煙突から外部への影響＝焼却と同じ）

(3) 中和施設 煙突から半径１，３００ｍ（煙突から外部への影響＝焼却と同じ）

(4) 破碎施設 破碎施設の中心から半径３００メートル（条例に規定）

1. 特別管理廃棄物とは

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下、「特別管理廃棄物」という。）として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

特別管理廃棄物の一覧

主な分類		概要
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
	ダイオキシン類含有物	ダイオキシン特措法の廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3mg/g以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥
	感染性一般廃棄物*	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類を除く）
	廃酸	pH2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物*	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	特 定	廃PCB及びPCBを含む廃油
	汚染物	PCBが付着等した汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類、

有

物 質	金属くず、陶磁器くず、がれき類
産 業 廃 棄 物	廃PCB等又はPCB汚染物の処理物で一定濃度以上PCBを含むもの*
指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥*
鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの*
廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設から生じたもので飛散するおそれのあるもの
ばいじん又は燃え殻[PDF 60KB]*	重金属等及びダイオキシン類を一定濃度以上含むもの*
廃油[PDF 70KB]*	有機塩素化合物等を含むもの*
汚泥、廃酸又は廃アルカリ[PDF 101KB]*	重金属、有機塩素化合物、PCB、農薬、セレン、ダイオキシン類等を一定濃度以上含むもの*

(参照: 廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4)

(備考)

- これらの廃棄物を処分するために処理したのもも特別管理廃棄物の対象
- * 印: 排出元の施設限定あり
- ★ 印: 廃棄物処理法施行規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(判定基準省令)に定める基準参照

調査計画届

平成21年 9月28日

福岡県知事 殿

住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

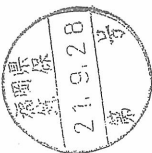
エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

福岡県産業廃棄物処理施設設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第6条第1項の規定に基づき調査計画届を提出します。

施設の概要	産業廃棄物の焼却施設
当該施設において処理する廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不燃物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
処理能力	90t/日 [3.75t/h×24h/日]
処理方式、構造及び施設の概要	処理方式：キルン&ストーカ炉 付帯設備：ボイラ・発電設備 (発電出力：1,950kW) 排ガス処理設備：乾式ガス処理装置+バグフィルター 維持管理の概要： 中央制御・監視・記録、巡回点検、定期点検・補修
設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2045-11, 2045-4, 2053-47, 2053-48, 2053-46, 2053-80, 2053-43, 2053-42, 2060-7, 2060-6, 2044-7, 2045-5, 2045-6
調査の概要	大気汚染：SO ₂ , NO _x , SPM, HCl, ダイオキシン類, 風向・風速 水質汚濁 土壌汚染 騒音：施設稼働騒音, 道路交通騒音, 交通量 振動：施設稼働振動, 道路交通振動, 交通量 悪臭：特定悪臭物質 (22物質), 臭気指数 その他 ()

注 調査を実施する事項を○で囲むこと。



別紙

1 処理施設の種類

処理施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設 廃油の焼却施設 その他の産業廃棄物の焼却施設
---------	--

2 当該施設で処理する産業廃棄物の種類

処理する産業廃棄物の種類 (有害・無害の別)	月間取扱 予定最大量 (m^3 /月)	排出予定事業者 (住所、氏名、排出施設名)
汚泥 (有害・無害)	394.2 t/月	朝倉市大字馬田字上原3601 キリンエン지니어リング (株)
廃油 (特別管理廃棄物を含む) (有害・無害)	54.0 t/月	福岡市博多区西月隈1-15-50 九州大日精化工業 (株)
廃酸 (特別管理廃棄物を含む) (有害・無害)	40.5 t/月	福岡市中央区薬院1-17-28 凸版印刷 (株)
廃アルカリ (特別管理廃棄物を含む) (有害・無害)	40.5 t/月	福岡市中央区薬院1-17-28 凸版印刷 (株)
廃プラスチック類 (有害・無害)	576.0 t/月	北九州市八幡西区楠橋西2-13-8 ヤクシン開発 (株)
紙くず (有害・無害)	396.0 t/月	福岡市博多区井相田2-1-60 西日本新聞製作センター
木くず (有害・無害)	590.4 t/月	大川市大字中木室832-4 大川家具木室団地協同組合
繊維くず (有害・無害)	72.0 t/月	久留米市荒木町荒木1178 (株)ピラミッド
動植物性残さ (有害・無害)	108.0 t/月	諫早市船越町700 日本ハム (株)諫早プラント
動物系固形不燃物 (有害・無害)	108.0 t/月	大宰府市部線南5-15-2 全農九州畜産センター
ゴムくず (有害・無害)	36.0 t/月	久留米市京町105 (株)ブリヂストン八留米工場
感染性廃棄物 (有害・無害)	108.0 t/月	各医療機関
汚泥 (有害・無害)	131.4 t/月	筑紫野市大字山家2060-7 (株)環境施設
廃油 (有害・無害)	18.0 t/月	筑紫郡那珂川町中原寅2-11-1 (株)ジェイアール西日本テクノス

廃酸	(有)・無害)	13.5 t/月	筑紫郡那珂川町中原東 2-11-1 (株)ジェイアール西日本テクノス
廃アルカリ	(有)・無害)	13.5 t/月	筑紫郡那珂川町中原東 2-11-1 (株)ジェイアール西日本テクノス

3 処理施設の設置場所

所在地	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42		
土地所有者 (住所・氏名)	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目 3 番 21 号 株式会社 環境施設 代表取締役 田中 直継		
自己所有でない場合	使用承諾の予定 (賃貸借の予定・購入の予定 その他 ())		
敷地面積	12,767 m ²		
地 目	原野		
都市計画上の指定区分	都市計画区域外		

4 処理施設の処理能力

処理能力	汚泥の焼却施設	稼働時間 24 時間/日
	36.00t/日 [1.500t/h×24h/日]	
	廃油の焼却施設	
	9.60t/日 [0.400t/h×24h/日]	
	廃プラスチック類の焼却施設	
	38.42t/日 [1.601t/h×24h/日]	
	その他の産業廃棄物の焼却施設	
	66.48t/日 [2.770t/h×24h/日]	

7 処理施設の処理方法、構造及び設備の概要

処理方式 (方法)	汚泥の焼却処理 廃油の焼却処理 廃プラスチック類の焼却処理 その他の産業廃棄物の焼却処理		
	中間処理施設	別添 書類・図面のとおり	処理後廃棄物用
構造及び設備の概要	保管施設	処理前廃棄物用	処理後廃棄物用
		固形廃棄物：建屋内ビットまたは 建屋内ヤードに保管	コンテナによる一時保管
		液状廃棄物：専用タンクによる保管 及びドラム缶による保管	
		構造等	別添 品目別最大保管容量表 のとおり
		保管面積	別添 品目別最大保管容量表 のとおり
中間処理後物の処分方法等	種類	保管容量	別添 品目別最大保管容量表 のとおり
		燃 類	燃え殻、ばいじん
		1 期工事完了後	2 期工事完了後
		管理型最終処分場へ搬出	溶融処理による無害化
		富士開発 株式会社	自社 溶融施設
維持管理の概要	搬入物のチェック及び 搬入量の把握方法等	福岡県鞍手郡小竹町大字柳徳 135 番地 75	福岡県筑紫野市大字山家 2053-47
		処分先の名称	
		処分先の所在地	
		処分先の許可番号	4 0 4 0 0 0 2 8 5 3
		搬入時の伝票及び検量票	
従業員配置体制	施設稼働時間	24 時間/日	20 人
		配置従業員数	
		現場責任者	職名 課長 山下 亜咲実 氏名
		技術管理者 (法に定められた 場合に限る)	職名 代表取締役 氏名 田中 直継
		株式会社 タクマ	
設計者 (社名)	株式会社 タクマ		
予定施工者 (社名)	株式会社 タクマ		

④寄与濃度（年平均値）の予測結果

施設稼働に伴い発生する大気汚染物質の寄与濃度（年平均値）の予測結果は、図 4-15～図 4-18 に示すとおりである。施設計画地の主風向は南東であることから、いずれの項目も濃度は施設計画地の北西側に分布し、最大着地濃度は施設計画地から北西に約 400m 離れた地点に出現している。

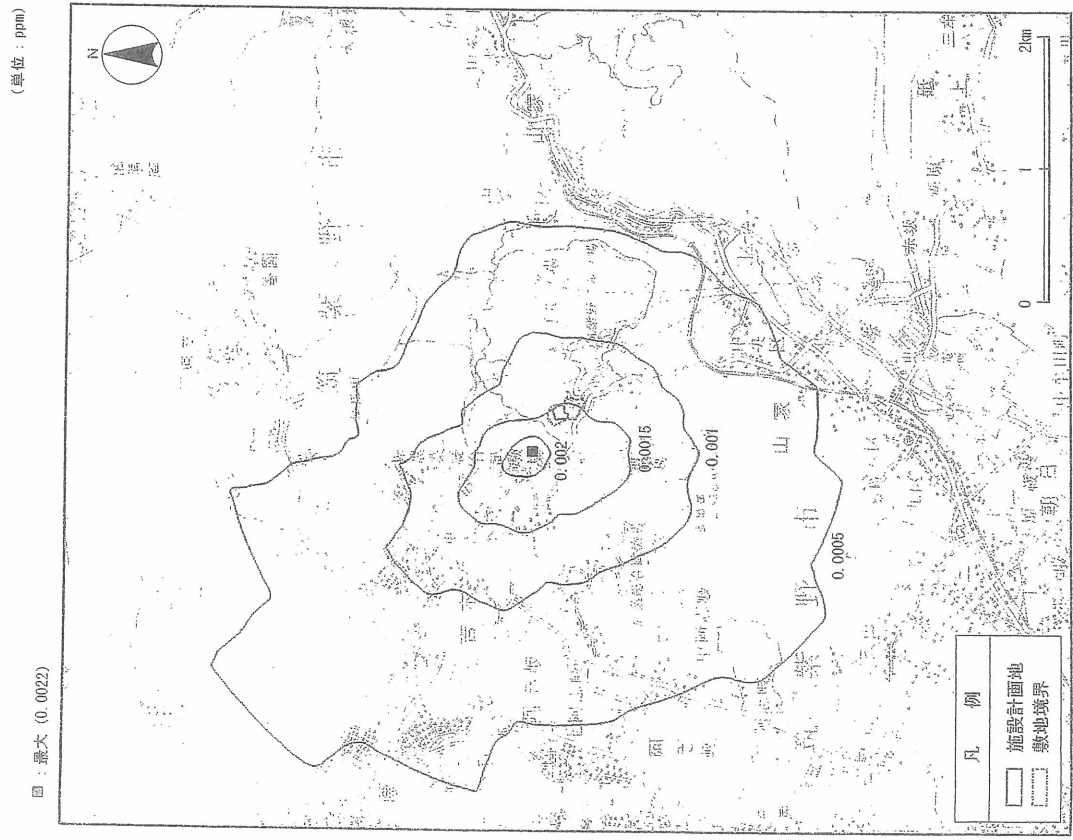


図 4-15 二酸化いおうの寄与濃度（年平均値）

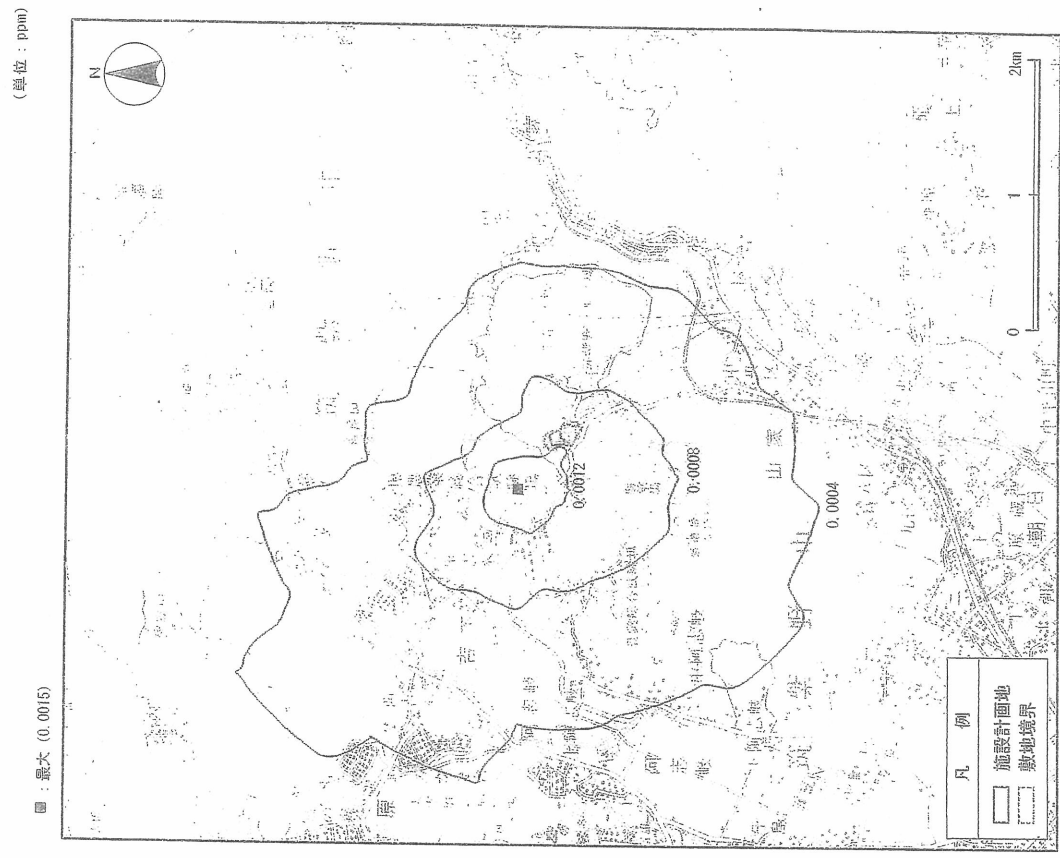


図 4-16 窒素酸化物の寄与濃度（年平均値）

(単位: mg/m^3)

図: 最大着地濃度 (0.0004)

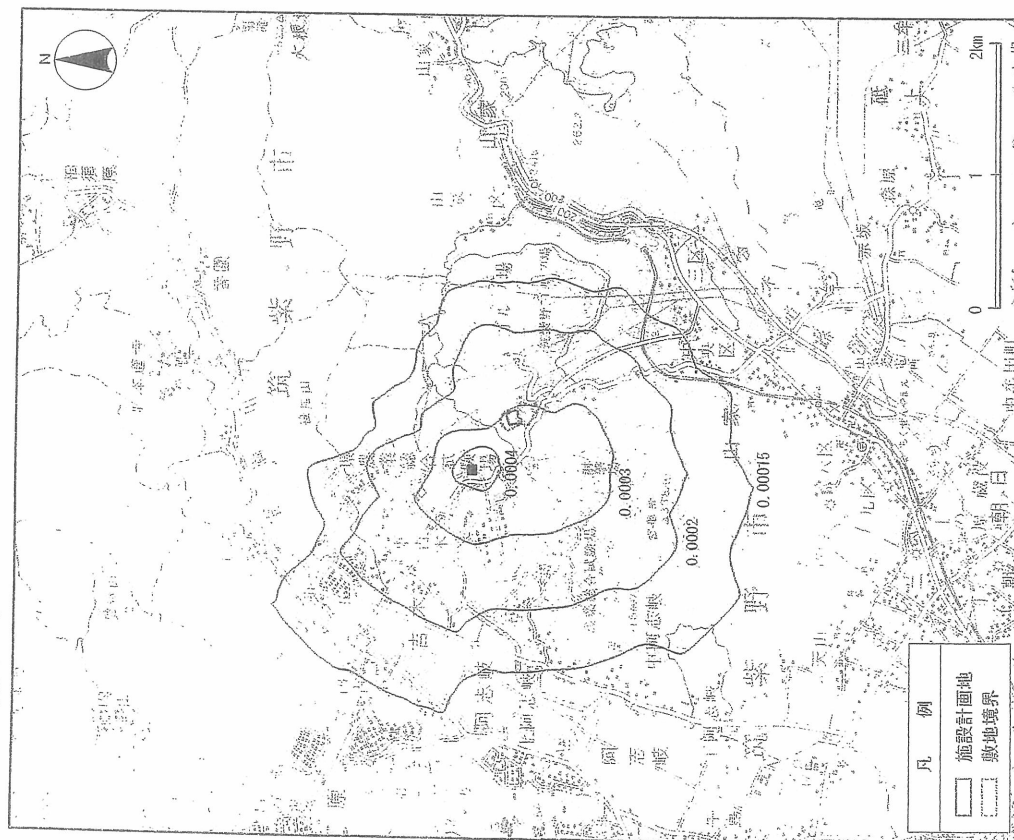


図4-17 浮遊粒子状物質の寄与濃度 (年平均値)

(単位: $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)

図: 最大 (0.0059)

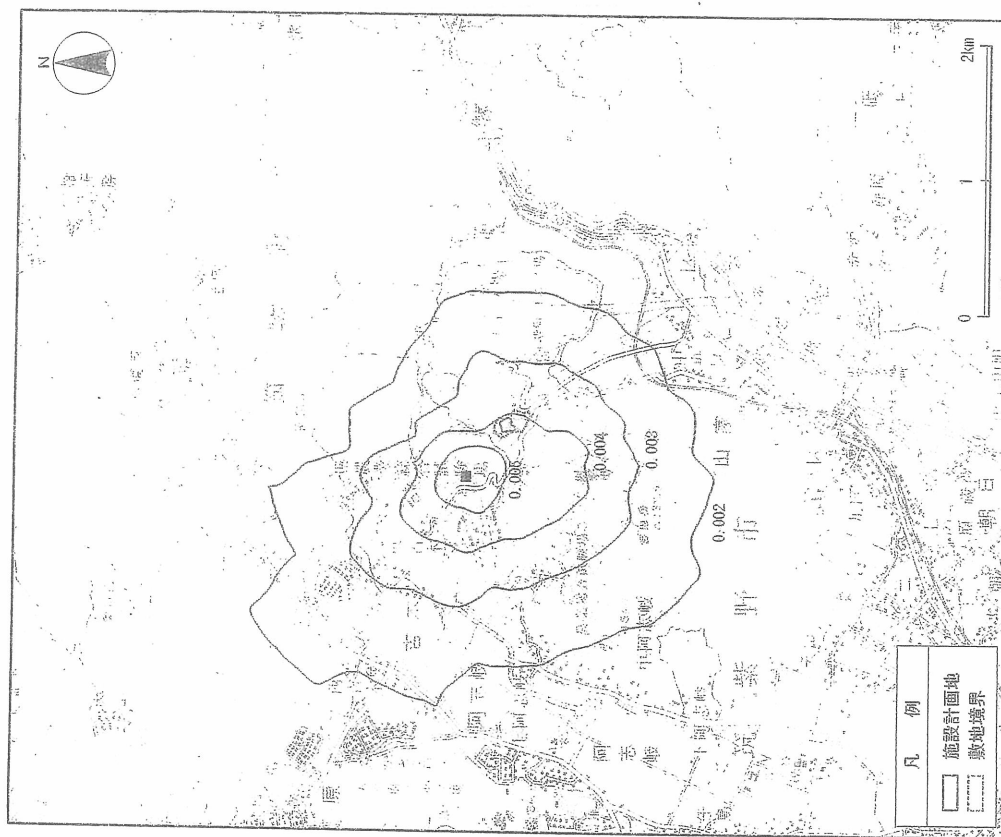


図4-18 ダイオキシン類の寄与濃度 (年平均値)

決 裁 月 日	平成	23 年	4 月	1 日
係	主査	係長	補佐	課長
部長	副市長	市長		
お伺いします	佐賀	太田	福田	中

22 廃第 2274 号
平成 23 年 4 月 1 日

筑紫野市長 殿

福岡県知事
(廃棄物対策課施設第二係)

産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定について（照会）

下記の者から、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 2 年福岡県条例第 20 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項に基づく環境調査書の提出があったので、条例第 7 条第 1 項の規定により、その写しを別添のとおり送付します。

ついては、同条第 2 項の規定に基づく指定地域として下記の地域を予定しておりますので、同項の規定により、貴職の意見を求めます。

記

1 環境調査書提出者

住所 福岡県筑紫野市大字山家 2060-7

名称 エコ・センチュリー 21 株式会社 代表取締役 田中 直継

2 指定地域

汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設に係る指定地域
筑紫野市大字山家、大字阿志岐及び大字吉木のそれぞれ一部（別添地図に示すとおり）



23 筑環第 444 - 2
平成 23 年 9 月 6 日

福岡県知事 小 川 洋 様
(廃棄物対策課施設第二係)

筑紫野市長 藤 田 陽 三
(市民生活部環境課)

産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定について (回答)

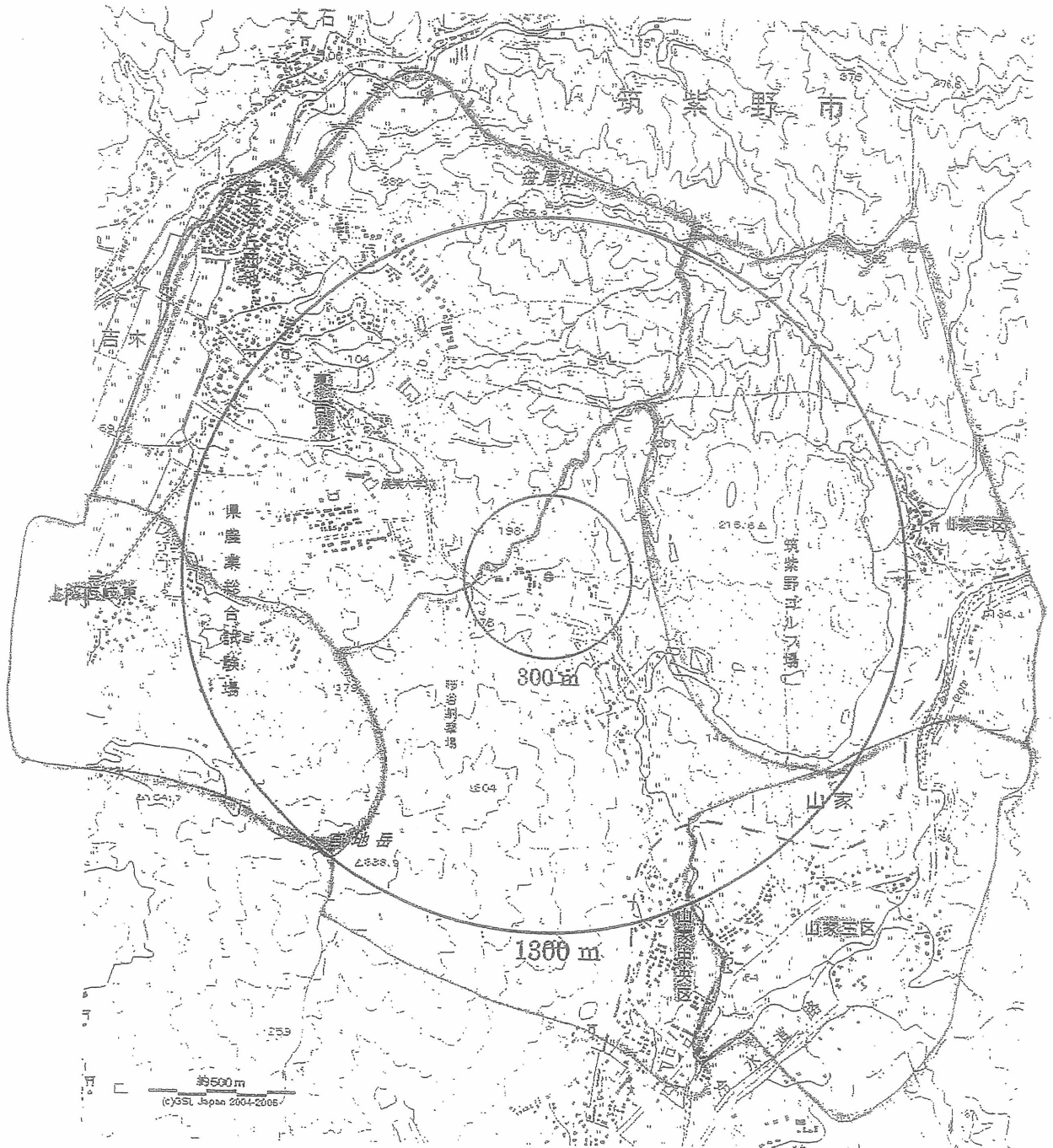
標記について、平成 23 年 4 月 1 日付け (22 廃第 2274 号) にて照会のあった指定地域について下記のとおり回答いたします。

記

1. 該当施設 産業廃棄物の焼却施設

2. 指定地域に対する意見

今回照会のあった指定地域の範囲は、行政区の一部に限定されておりますが、当市では地域に係る周知、依頼等につきましては、行政区単位で行っております。このことから、今回の周知につきましては、当該範囲に係る行政区 (山家 2 区、山家 3 区、山家中央区、東吉木及び上阿志岐東) 全域 (別添地図のとおり) に周知を徹底していただきたく指定地域の設定をお願い申し上げます。



起 案 用 紙

決裁区分	市長決裁
公開区分	一部公開
保存年限	1年

						副市長	市長
					環境課廃棄物係長	環境課課長	市民生活部部長
					福岡	福岡	福岡

先方文書の記号番号、日付 平成 年 月 日	起案者 市民生活部環境課廃棄物担当 太郎良 篤	審査 福岡
--------------------------	-------------------------------	----------

起 案 平成 23 年 09 月 02 日 発 信 者 筑紫野市長

決 裁 23 年 9 月 6 日 宛 先 福岡県知事 (廃棄物対策課第二係)

施 行 年 月 日 施行方法 普通郵便

件 名 (文書番号 筑環第 444 号)

産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定について(回答)

上記のことについて下記のとおり (回答) してよろしいかお伺いします。

標記について、平成23年4月1日付け(22廃第2273号一2、2274号、2275号一2、2276号)にて照会のあった産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定について、別紙のとおり回答してよろしいかお伺いします。

県の紛争予防条例では施設から半径1,300メートルに掛かる地域を指定地域としておりますが、その半径が各行政区の一部となっているため、行政区内で指定地域内外が存在するのは好ましくないと考えられます。

よって、市としては、1,300メートルの範囲にかかる、山家2区、山家3区、山家中央区、東吉木、上阿志岐東の5行政区全域を指定地域として回答します。

なお、今後は市からの回答をもって、県が指定地域を定めます。